

杉並区立高井戸保育園障害児保育運営要綱

指定管理者

社会福祉法人 東京家庭学校

杉並区立高井戸保育園障害児保育運営要綱
(指定管理者 社会福祉法人東京家庭学校)

(目的)

- 第1条 この要綱は、杉並区障害児保育運営要綱(昭和60年9月26日杉児保発第276号)に基づき杉並区立高井戸保育園(指定管理者社会福祉法人東京家庭学校)(以下「保育園」という。)において障害児及びこれに準ずる児童を保育(以下「障害児保育」という。)するために必要な事項を定め、保育園の機能の向上を図るとともに、障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 この要綱における事業の主体は杉並区が行うこととし、第2条以降は杉並区障害児保育運営要綱(昭和60年9月26日杉児保発第276号)の同文に準ずる。

(対象児童)

- 第2条 障害児保育の対象児童(以下「障害児」という。)は、杉並区保育の実施に関する要綱(昭和59年2月1日杉児保発第1201号)第13条第3項に基づき、保育所への入所が内定し、第7条に規定する障害児保育実施調整会議(以下「調整会議」という。)において、特別の保育条件により保育することが必要と認定された者とする。

(保育園の指定)

- 第3条 特別の保育条件により保育することが必要と認められた障害児を保育する保育園(以下「指定園」という。)は、別表1のとおりとする。

(指定園の職員配置等)

- 第4条 指定園の職員配置及び設備は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 保育士は、障害児3人につき1人以上とする。
 - (2) 保健師又は看護師は、1人とする。
 - (3) 特別室を設け、その面積は障害児1人につき5m²以上とする。
 - (4) 休養室を設けるものとする。
- 2 指定園以外の保育園(以下「一般園」という。)に障害児が入所した場合は、障害児3人につき1人以上の保育士(臨時職員)を配置する。
- 3 指定園については、こども発達センターが行う医師等による巡回指導に対して必要な調整等の協力を行うものとする。一般園については、指定園に準ずるものとする。

(定員)

- 第5条 障害児の受入れ定員は、指定園については1園につき9人以内とし一般園については施設及び職員の状況、障害の種類、程度等を勘案し、可能な範囲で受入れるものとする。

(保育指針)

- 第6条 障害児の保育は、障害の種類、程度等に応じ、可能な限り一般児童との統合保育を原則とする。ただし、統合保育が障害児の負担になるおそれがあると認められる場合、障害に即した保育を行うものとする。
- 2 障害児に準ずる児童についても、この要綱の趣旨にそって保育することに努めるものとする。

(調整会議)

- 第7条 障害児の認定及び解除を行うため、調整会議を設置する。
- 2 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 指定園及び一般園に入所する障害児の認定
 - (2) 既に入所中の児童で、第2条に該当すると認められる障害児の認定
 - (3) 障害児の認定の解除

3 調整会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 保育課長
- (2) こども発達センター所長
- (3) 保育課管理係長
- (4) 保育課入園相談係長
- (5) 保育課指導係長
- (6) 指定園長
- (7) 関係保育園長
- (8) こども発達センター療育相談係長
- (9) こども発達センター心理技術職員
- (10) こども発達センターが委託する障害児巡回指導医師

4 前項第6号及び第7号の職にある者は、関係する児童の議事にのみ加わる。

5 保育課長は、調整会議を招集し、会務を総括する。

6 保育課長は、障害児の認定の必要があると認めたときは、速やかに調整会議を開催しなければならない。

7 保育課長は、必要があると認めたときは、事案に関係のある者を出席させることができる。

8 第3項第10号の職にある者が、調整会議に出席したときは、報酬を支給することができる。

(観察保育)

第8条 保育課長は、杉並区保育の実施に関する要綱第13条第3項に基づき、保育所への入所が内定した児童につき、観察保育を行うことができる。

2 観察保育は、入所が内定した保育園で行うものとする。

3 観察保育の期間は、3～5日間とする。

4 観察保育を行った保育園長は、障害児観察保育報告書を作成し、調整会議に報告するものとする。

(認定)

第9条 保育課長は、保育園に入園を希望する児童について障害児の認定が必要と認めるときは、当該児童の保護者の同意を得て、調整会議に次の書類を添えて諮り、認定するものとする。

(1) 障害児保育実施調整会議対象児童名簿

(2) 保育所入所申込書(写)及び家庭状況票(写)

(3) 障害児観察保育報告書(第1号様式)

(4) 診断書、通所している施設等の所見その他の資料(以下「関係資料」という。)

2 区長は、調整会議の認定に基づき、保育の実施を承諾するものとする。

(入園中の障害児の認定)

第10条 保育園に入園中の児童が第7条第2項第2号に該当すると認めるときは、保育園長は当該児童の保護者の同意を得て障害児保育実施調整会議認定申請書(第2号様式)に関係書類を添えて、保育課長に認定を申請するものとする。

(認定の解除)

第11条 保育園長は、障害児の認定の解除を必要と認めるときは、障害児の認定解除申請書(第3号様式)の他必要な書類を添えて調整会議に図るものとする。

(報告)

第12条 保育園長は、障害児の状況について必要と認めるときは、保育課長に随時意見を付し報告するものとする。

(指導記録)

第 13 条 保育園長は、障害児ごとに保育日誌(第 4 号様式)を作成するものとする。

(準 用)

第 14 条 第 7 条から第 10 条までの規定は、杉並区内の私立保育所について準用する。この場合において、調整会議により認定を受けた障害児は、杉並区保育扶助要綱(昭和 54 年 9 月 28 日杉児児発第 172 号)及び杉並区私立保育所運営費加算金交付要綱(昭和 50 年 3 月 31 日杉児保発第 546 号)に基づく障害児加算の対象児童として認定されたものとする。

(庶 務)

第 15 条 調整会議の庶務は、保健福祉部保育課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 60 年 9 月 26 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の要綱により既に認定されている障害児は、この要綱により認定されたものとみなす。

附 則(平成 15 年 3 月 12 日杉児保発第 765 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。